平成２７年（フ）第２９３号
愛知県あま市七宝町伊福四之割111番地
債務者　黒川　秀子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１号
神戸市中央区宮本通７丁目３番５号　サン宮本ハイツ601、従前の住所奈良県奈良市あやめ池南３丁目３番37―409号
債務者　石垣　初美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６１号
神戸市東灘区深江浜町１番地の１　東部マンションＣ棟209号
債務者　喫茶裕こと中村初美こと　中村　初美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３号
神戸市北区北五葉３丁目８番27―502号、従前の住所神戸市北区ひよどり台５丁目７番地市営ひよどり台住宅60―205号
債務者　三宅　沙世
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１号
神戸市垂水区名谷町字高曽2292番地の10　市住４―1206号
債務者　森岡　幸江
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号
山口県防府市大字奈美817番地の５、前住所山口県防府市大字奈美807番地の10
債務者　山下ひとみ（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
名古屋市千種区小松町７丁目13番地の４　エスト吹上402号
債務者　野尻　　豪
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５８号
大阪市中央区南船場１丁目１番８―207号
債務者　藤田　一也
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４９号
大阪市東淀川区菅原７丁目６番８―304号
債務者　佐藤　祐美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１６号
大阪市旭区今市１丁目２番５―407号
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３２号
大阪府寝屋川市末広町７番31号
債務者　藤本　城治
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６号
神奈川県藤沢市藤沢1063番地の11　ファイカス藤沢601号室
債務者　櫛引沙江子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７５号
横浜市磯子区磯子４丁目14番19号
債務者　大山　智史
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０６号
神奈川県茅ヶ崎市松林１丁目９番14―303号グランシルヴァ
債務者　近藤　明子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１０号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目10番３―306号
債務者　野村美紀夫
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３号
栃木県佐野市堀米町3942番地４　アネックス朱雀201
債務者　佐々木麻由美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部